

# 富谷市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例(案)の概要

## はじめに

再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）により、大規模な太陽光発電施設（メガソーラー）を中心に、再生可能エネルギー源を利用した発電設備への事業参入が進んでいます。

特にメガソーラー発電施設は、メンテナンスが少なく人件費を含めた維持管理費を抑制できる等の理由から導入が大きく進んでいる一方で、場所の確保から森林を伐採し造成するケースも増えており、設置による景観の阻害や土砂崩れ等の自然災害の発生、生態系への影響等が懸念されるとともに、住民への説明不足によるトラブルが発生している事例もあります。

また、太陽光以外の再生可能エネルギー源においても、騒音や振動、大気汚染や悪臭被害など、設置に伴う様々な生活環境や健康への影響が懸念されることです。

このことから、富谷市では、これらの問題に対し、「富谷市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、先人から受け継いできた景観や自然環境、安全・安心な生活環境の保全と、地球温暖化対策に貢献する再生可能エネルギー源利用の適切・円滑な推進を図るものです。

### ■ 条例制定コンセプト

- ・事業者による、事業着手前の市との協議を義務化（第9条）
- ・住民の不安解消のため、事業者による住民等への説明会開催を義務化（第10条）
- ・市長による、事業者への指導、助言又は勧告、公表等の権限を規定（第16条、第17条）
- ・事業中、廃止後における廃棄物等の適正処理、原状回復に努めることを規定（第5条）

## 目的・基本理念（第1条～第2条）

緑豊かな美しい景観、脈々と受け継がれている自然環境及び安全安心な生活環境と、再生可能エネルギー発電設備との調和を図り、自然環境と生活環境に配慮した潤いのある地域社会の発展に寄与する。

## 定義（第3条）

### ■ 条例で使用する用語を定義

- |             |                |      |
|-------------|----------------|------|
| ・再生可能エネルギー源 | ・再生可能エネルギー発電設備 | ・事業  |
| ・事業者        | ・事業区域          | ・建築物 |
| ・行政区        | ・地域            | ・住民  |
| ・近隣関係者      | ・廃棄物           |      |

## 各関係者の責務等（第4条～第6条）

- 富谷市 条例の適切かつ円滑な運用を図ること
- 事業者
  - ・関係法令と本条例の遵守、富谷市の景観・自然環境・生活環境に配慮すること。
  - ・住民等との良好な関係を保つこと。
  - ・設備及び事業区域の適正な維持管理を行うこと。
  - ・事業中、廃止後における廃棄物等の適正処理、原状回復に努めること。
- 市民 富谷市の施策、本条例に定める手続き（説明会への参加等）の実施に協力すること。

## 適用事業、抑制区域（第7条～第8条）

- ・発電出力10kW以上の事業とする。増設により超える場合も適用する。（一部例外規定あり。）
- ・規則で定めるところにより、事業を行わないように協力を求める「抑制区域」を指定できる。

## 事業着手までの手続き等（第9条～第12条）

### ■ 協議の届出

- ・事業着手90日前までに市長に届け出て協議すること。
- ・届け出た事項に変更が生じた場合も、速やかに市長に届け出て協議すること。（変更協議）

### ■ 住民等への説明

- ・協議の届出を行う前に、事業内容等に関する説明会を開催すること。
- ・変更協議の届出を行う前に、変更内容等に関する説明会を開催すること。（軽微な変更を除く。）
- ・事業者は、住民等の理解を得られるよう努めること。

### ■ 協議会

市長は、必要に応じて協議会を設置し、協議すること。

### ■ 協議終了の通知

- ・市長は、協議が終了したときは、事業者に終了した旨の通知をすること。
- ・市長は、必要に応じて意見を付することができること。

## 事業の着手後の手続き等（第13条～第15条）

### ■ 事業の着手等の届出

事業者は、事業の着手・完了・中止又は再開したときは、市長に届け出ること。

### ■ 事業の確認

市長は、事業の着手等の届出があったときは、速やかに現地確認すること。

### ■ 報告及び立入調査

- ・市長は、事業者に対し、報告、資料の提出を求めることができること。
- ・市長は、市職員に対し、事業区域内への立入調査、質問させることができること。

## 市による行政指導等（第16条～第17条）

### ■ 助言、指導又は勧告

- ・市長は、事業者に対して助言・指導できること。
- ・市長は、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告できること。

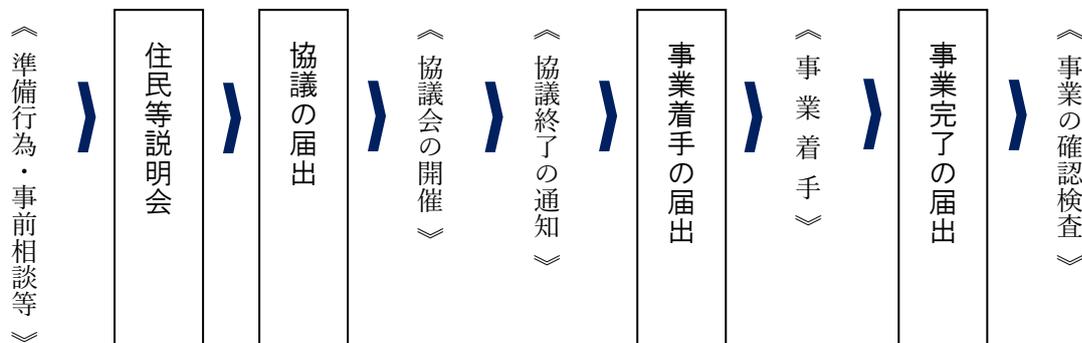
### ■ 公表

- ・市長は、正当な理由なく勧告に従わないときは勧告内容等を公表できること。
- ・公表前に、事業者に対し弁明の機会を与えること。

## その他（第18条、附則）

- ・この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

### ● 再生可能エネルギー発電設備設置に関する手続き



### ● スケジュール 令和元年9月に実施する市議会定例会への上程を予定

- ※ パブリックコメントの実施後に、条例（案）の審査を行う関係上、審査の過程でその趣旨を改変しない範囲で、文言等の修正をすることがあります。